

受講規約(以下「本規約」という)には、禁煙セラピー(以下「セラピー」という)の申込者(以下「受講者」という)が、アレン・カーズ・イージーウェイ・インターナショナル公認セラピスト(以下「セラピスト」という)が提供するセラピーを受講するにあたり、当該セラピストと受講者の契約条件が規定されています。

【第1条】本規約の範囲および変更

1.第4条に基づく本セラピーの申込みにつき、受講を担当するセラピストが承諾した全ての受講者は、当該セラピストの指定する本受講規約書に署名すること。あるいは本セラピーに参加することにより、本規約の内容を承諾したものとみなされます。

2.当該セラピストは、受講者に通知を行うことにより、本規約の変更または細則の規定をすることが出来るものとします。但し、当該変更規約または細則が通知された後に、受講者が本セラピーに参加した場合には、受講者は当該内容に同意したものとみなされ、当該変更規定および細則は、本規約の一部を構成するものとして受講者に通知されます。

【第2条】提供サービス

受講を担当するセラピストは、受講者に対し第3条で定める受講料金を対価として、本セラピーを通じて別項に定める内容によりセラピーを受けることが出来るものとします。

【第3条】受講料金等

受講者は、第2条に該当するセラピストが受講申込の承諾通知を受領後、直ちに承諾通知記載することにより、本サイト上その他で当社が掲示する受講料金表(以下、「受講料金表」という)に基づき算定される受講料金を支払うものとします。

【第4条】本セラピーの申込み

1.本セラピーの受講希望者(以下、「受講希望者」という)は、本サイト上に掲載する手続き、または他に定めるその他の手続きに従って、受講の申込(以下、「受講申込」という)を行い、氏名・住所・電話番号その他、別途定める事項について、正確且つ最新の情報(以下、「登録情報」という)を申込書その他に記載して提供するものとします。

2.受講者が、本セラピーを勤務先等の所属団体(以下、「所属団体」という)を通じて申し込む場合(以下、「団体申込」という)、所属団体と各受講者は、連帯して、本規約に基づく義務を負うものとします。

【第5条】本セラピー受講申込の承諾

1.受講を担当するセラピストは、別に定める審査基準に基づく受講申込の審査の結果、受講申込を承諾する場合、受講希望者に対して、本セラピーの受講を承諾する旨と、受講料金の支払方法を電子メール、郵送、電話その他の方法にて通知するものとします。

2.当該セラピストと受講者間の本セラピーの提供に係る契約(以下、「本契約」という)は、受講料金全額の入金を確認したときに有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格を取得するものとします。

【第6条】登録情報の使用

受講を担当するセラピストは、別に定めるプライバシーポリシーに従い、登録情報および受講者が本セラピーを受講するにおいて、当該セラピストが知り得た情報(以下「受講者情報」という)を使用することが出来るものとします。

【第7条】講義内容に対する権利

1.セラピストが提供するセラピーに含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法、その他の情報、本セラピーにおいて提供される教材、書籍およびビデオその他一切の著作物、並びに禁煙セラピーの名称および標章(以下合わせて「セラピー内容」という)についてのノウハウ、著作権および商標権その他一切の権利は、全てアレン・カーズ・イージーウェイ・インターナショナルに帰属し、受講者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

2.受講者は、セラピー内容を自己の禁煙目的にのみ使用するものとし、いかなる方法においても、受講者個人の私的利用の範囲外で使用し、または、第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。

3.受講者は、当該セラピストが明示的に許可する場合を除き、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、セラピー内容を記録することは出来ないものとします。

4.受講者は本セラピーの受講に際して、他の受講者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示又は漏洩してはならないものとします。但し、当該セラピストは受講者による他の受講者の個人情報の取り扱いに関して一切の責任を負わないものとします。

【第8条】受講者資格の中断、取り消し

1.受講者が以下の項目に該当する場合、受講を担当するセラピストは事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講者資格を停止または将来に向かって取り消すことが出来るものとします。

受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。受講内容を適切に理解できない可能性がある場合、その他セラピストが本セラピーの受講者としての適格性に欠けると判断した場合。営利又はその準備を目的とした行為、その他セラピストが別途禁止する行為を行った場合。受講者に対する破産、民事再生その他倒産手続きの申し立てがあった場合または受講者が後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。本規約に違反した場合。その他、受講者として不適切と当社が判断した場合。

2.当該セラピストは、本条1項に該当する場合の外、受講者が本セラピーの進行の妨げになると判断した場合、退席を命じることがあります。

【第9条】返金保証制度

1.受講者が本セラピーの受講により、禁煙できなかった場合には、受講者は本セラピー受講後下記条件を満たした場合に限り、受講を担当したセラピストに料金の返金を申し立てることができます。初回セラピーの受講から起算して3ヶ月以内に3回以上セラピーを受けていること。初回セラピーの受講から起算して3ヶ月以内に返金保証制度の適用を当該セラピストに申請していること。

2.返金申請時には、当該セラピストが定める住所に返金申請書をご返送いただきます。この場合の送料はお客様負担となります。

3.当該セラピストは受講者から返金保証制度の適用についての希望を受け、本規約に定める基準を満たすと判断した場合、受講者から返金先情報入手後、5営業日以内に当該受講料金を受講者へ返金するものとします。但し、当該セラピストの責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。なお、返金を申請された方の再受講は、お断りする場合がございます。

【第10条】再受講

1.本セラピーの受講者は、保証期間内は追加料金なしで再喫煙者向けのセッションに参加できるものとします。

2.保証期間経過後に受講者が再受講を希望する場合は、受講を担当するセラピストへ依頼することにより、最後のセラピーの受講から起算して2年間、その時点で当該セラピストが定める通常料金の半額で再受講をすることができるものとします。ただし、第9条に定める返金保証制度を適用した受講者はこの資格を喪失します。

3.本条1項に定める方法により再度受講する場合は、その時点で本受講規約が定める内容に承諾および署名の上受講するものとします。

【第11条】セラピーのキャンセル

1.受講者がセラピーのキャンセルを希望する場合、受講者はキャンセルを申し出た日付に応じて、下記のキャンセルに掛かる事務手数料(以下、「キャンセル料」という)を当該セラピストに支払うものとします。

2.セラピー当日のキャンセル申込みは100%、セラピー前日のキャンセル申込みは50%のキャンセル料を受講者は当該セラピストに支払います。

セラピー2日前までのキャンセル申込みの場合、キャンセル料金は発生しません。

【第 12 条】セラピーの延期

- 1.受講者がセラピーの延期を希望する場合、セラピー受講予定日の 2 日前までなら、ペナルティなく受講日を変更できます。
- 2.セラピー直前(受講予定日の前日および当日)の延期は、返金保証制度の対象外となるペナルティが生じます。

【第 13 条】

- 1.受講を担当するセラピストは、本セラピーの運営上やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく本セラピーの運営を中止。中断できるものとします。
- 2.前項の場合には、当該セラピストは本セラピーの中止または中断後 10 営業日以内に当該セラピーについての受講料金を返金します。但し、当該セラピストの責任は、支払済みの受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

【第 14 条】損害賠償

受講者が、本セラピーに関連して、受講を担当するセラピストに対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を補償するものとします。

本セラピーに起因又は関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決すると共に、当該セラピストに生じた一切の損害を補償するものとします。

【第 15 条】保証

本セラピーは、受講者がセラピー内容を習得することを保証するものではありません。

【第 16 条】セラピストの責任

受講を担当するセラピストは、故意または重過失に基づく場合を除き、本セラピーまたは本規約に関連し、受講者又は第二者が被った特別損害(予見可能性の有無を問わない)、間接損害および喪失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害について、当該セラピストが当該受講者から現実に受領した受講料金の範囲内でのみ、損害賠償責任を負うものとします。

【第 17 条】通知および同意の方法

- 1.受講を担当するセラピストから受講者への通知は、本規約の別に定めのある場合を除き、当該セラピストからの電子メール若しくは本サイト上の一般掲示、またはその他当該セラピストが適当と定める方法により行われるものとします。
- 2.前項の通知が電子メールで行われる場合には、登録情報として登録された電子メールアドレス宛での発信をもって通知が完了したものとみなします。但し、登録情報が正確若しくは最新でなかった場合には、当該セラピストからの通知が不到達となっても、本項に定める時点で到達したとみなされるものとします。
本条 1 項の通知が本サイト上の一般掲示で行われる場合は、当該通知が本サイト上に掲示された時点(本サイトにアップロードされた時点)をもって受講者への通知が完了したものとみなします。
- 3.当該セラピストは、上記いずれかの方法により受講者に通知を行った場合、通知の完了後 10 日以内に受講者からの異議申し立てがないか、または通知完了後受講者がセラピーに参加した場合には、その時点で受講者が同通知の内容に同意したものとみなします。

【第 18 条】管轄

本規約または本セラピーに関連する一切の紛争については、それに関わるセラピストの居住する最寄の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

上記受講規約について承諾いたします

署名
